

平成30年9月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

平成30年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月10日（月） 午前9時00分 開会

出席議員（10名）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 平成29年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 3号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 6号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 7号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 8号 平成29年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第12 議案第 9号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第10号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 一般質問

- 1番 片桐 邦 俊
- 2番 飯 島 寛
- 3番 松 澤 文 昭
- 4番 大 原 孝 芳
- 5番 松 村 利 宏
- 6番 中 塚 礼次郎
- 7番 桂 川 雅 信
- 8番 柳 生 仁
- 9番 鈴 木 絹 子
- 10番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 村長     | 宮 下 健 彦 | 副村長     | 富 永 和 夫 |
| 教育長    | 下 平 達 朗 | 総務課長    | 中 平 仁 司 |
| 会計管理者  | 半 崎 節 子 | 住民税務課長  | 村 澤 ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅 沼 元 臣 | 振興課長    | 松 村 恵 介 |
| 建設水道課長 | 小 林 好 彦 | 教育次長    | 松 澤 広 志 |
| 代表監査委員 | 岡 田 俊 彦 | 選挙管理委員長 | 宮 澤 光 男 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子  
書 記 座光寺 てるこ

- 3番 松 澤 文 昭
  - (1) 議会からの政策提言「中川村の人口減少に関する提言」に関する村の今後の方針についてPART3
- 5番 中 塚 礼次郎
  - (1) 小中学校へのエアコンの設置について
  - (2) 学習支援事業・公営無料塾（未来塾）の運営について
- 8番 柳 生 仁
  - (1) 中川村のこれからについて
  - (2) 介護について
- 5番 松 村 利 宏
  - (1) 中川村地域防災計画（風水害対策編）について
- 1番 片 桐 邦 俊
  - (1) 中川村農業振興のための対策について

# 平成30年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成30年9月10日 午前9時00分 開会

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

開会前に一言申し上げます。

9月6日未明に発生しました最大震度7を観測した平成30年北海道胆振東部地震でとうとい命をなくされました皆様に対し、中川村議会としましても御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年9月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

中川村定例9月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用のところ定刻に参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

9月6日深夜、北海道胆振郡厚真町の地下推定40kmを震源とする地震が発生をいたしました。死者、行方不明者40人余を出す大災害となっております。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧、行方不明者の捜索を警察、自衛隊、消防、関係者の皆様にはお願いをするばかりでございます。

今回の地震は、空撮写真を見る中では、至るところ小さな丘陵地、山が崩れた跡が見てとれます。また、山崩れで、その下になった家屋の並びを見てみますと、広々とした水田の境目、丘陵地の下に列をなすように家が建てられておりまして、そこに土砂が崩れ落ちてきた印象を持ちました。

地震によりまして北海道の電力供給の柱の火力発電所が緊急停止をいたしました。北海道全体の電気の需給バランスを崩し、他の発電所の停止につながり、全道が停電するブラックアウトという現象を初めて報道で私たちは知ったところでもあります。今なお全面復旧にはならず、2割程度の電力消費の自粛を経済産業省、国は呼びかけをしております。

姉妹町村であります中川郡中川町では震度2を記録したそうでありまして、震源から離れているために揺れはさほどではなかったようであります。しかし、町全体が間もなく停電に見舞われたこと、このことに川口町長は驚いたと語っておられました。

停電により困ったこととして、6日の朝から酪農家は搾乳を電気に頼ってできませんでした。したがって手絞りで行ったこと、7日は発電機の用を準備をいたしまして自動搾乳はできたというお話でありますけれども、隣町にある乳牛加工工場では、停

電のために、まだ工場が稼働せず、絞ったミルクを捨てなければならないとのこと、搾乳を1日でも休めば乳牛が乳房炎になってしまうようで、そのことに歯ざしりをするような思いだったというふうに言っておられました。丹精込めて育てた農畜産物が直前で出荷できない、こういう悔しさは、農家の皆さん、共通した思いだというふうに思います。

ライフラインにつきましては、道路の損傷、水道管の破裂等は中川町においてはなかったようでありますけれども、水源を地下水に求めているということでありまして、ようやく発電機の運転でポンプアップし、給水を確保しておるといようなことのお話でありました。

6月に大阪北部地震があり、一昨年は九州熊本地震があり、今回の全く想像しなかった北海道での内陸地震など、日本は地震列島であると同時に、毎年のように各地で起きる豪雨災害の報道を見て思うことは、日本は災害列島だなあと、そのような感想を持っております。

9月2日、日曜日に村内で一斉に地震防災訓練を実施いたしました。

自主防災組織単位では、一時避難所への避難、人員確認訓練を中心に行っていただきました。

集中訓練としまして、サンアリーナを避難場所に見立てて飯沼・美里地区の皆さんによる指定避難所への避難、給水車からの給水訓練、上伊那広域消防南署の署員によります地震時のけが人等を倒壊建物から運び出す方法等の説明がありました。また、組になっての体験訓練を行ったところであります。

村消防団救護班については、心臓マッサージ、人工呼吸及びAEDの動作の説明と実演、集中訓練を実施いたしましたところでございます。

社会体育館の入り口の軒下におきまして日赤奉仕団によります炊き出し訓練を行いました。講師に飯田市日赤奉仕団の上郷分区の7人の団員の皆さんにより実効性のある炊き出しの方法の演習も受けてまいったところでございます。飯田市の赤十字奉仕団の皆さんにつきましては、東日本大震災、熊本地震にも現地に救援に出かけて、被災者はもとより、消火活動中の消防団員、救援活動中のボランティアの皆さんなど、それぞれに対してどのような形で炊き出しを行うか、細やかな指導をしていただいたところでもあります。

伊那谷にも谷を縦断する活断層があります。調査の結果は、しばらくは動かないだろうといようなことであります。

駿河湾沖の駿河トラフと東海・南海トラフ、この付近で起きるとされる航海型地震が連動した場合には、中川村も震度6を超える地震を想定しております。直下型ではないにしても、崖崩れ、山崩れは起きるものと考えておかなければなりません。予測は非常に難しいのですが、30年以内に発生する確率が非常に高くなっているというふうに言われております。

一方、長雨による土砂災害の発生、1級河川の洪水、氾濫は、予測がかなり確かなものになってきております。

大雨による土砂災害、洪水に見舞われたところに巨大地震が起きる、2つが重なる確率は低いとは言い切れない、あり得ることとして考える必要があり、そのための備えを進めなければならないというふうにも感じております。

大雨による土砂災害警戒、洪水警戒、関係機関との緊密な情報に基づく避難行動を促す早目の情報提供と早い決断が求められております。

あわせて自主防災組織のきめ細かな避難体制の確立が重要で、みずからを助け、隣近所、災害弱者と言われるお年寄り、子ども、障害があつて素早く行動できない隣人を含めた共助をこの機会に考え、体制づくりをともに進めてまいりたいという思いでおります。

さて、本会議で審議をいただくことでありますが、1つが税条例の一部を改正する条例でございます。2つ目が平成29年度一般会計決算及び国民保険事業会計を初めとする5つの特別会計決算並びに水道事業会計の7会計の決算でございます。3つ目が平成29年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算によります繰越金が確定をいたしました。また、歳入の大きなウエイトを占めております普通地方交付税の交付額が決定をいたしました。これに伴いまして平成30年度一般会計補正予算(第2号)及び4つの特別会計補正予算、合わせて5会計の補正予算の審議案でございます。この夏の猛暑を受けまして、保育環境を整えるために前倒しをして空調設備の設置、陣馬形山魅力創造プロジェクト事業にあります駐車場の拡張整備を前倒して施工するなどの緊急性のある歳出予算を計上いたしました。4つ目が、県道松川インター大鹿線全面通行どめを受けまして緊急迂回路といたしました村道大草桑原線の桑原地籍で倒木によります車両が破損をいたしました。この損賠賠償に関します1議案でございます。最後に、お二人の固定資産評価委員の選任と人権擁護委員推薦に関します人事案件、合わせて3件をご審議いただきます。

9月議会は、例年、長丁場の議会になります。それぞれの議案につきましては、慎重な審議の上に、何とぞご承認賜うことをお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により3番 松澤文昭議員及び4番 大原孝芳議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

では、議会運営委員会の報告をいたします。

過日行いました議会運営委員会についてご報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されて入りますが、本定例会の会期を本日9月10日から9月21日までの12日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号の条例案件について上程から提案理由の説明、

質疑、討論、採決までお願いします。

続いて、議案第2号から議案第8号までの平成29年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑まで行い、質疑の後、特別委員会付託とさせていただきます。

議案第9号から議案第13号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いします。

11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日から14日まで及び18日から19日の5日間は、委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

20日は議案調査とします。

最終日の21日は、午後2時から本会議を行い、平成29年度各会計決算の特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に議案第14号の質疑、討論、採決を行い、議案第15号、議案第16号及び諮問第1号の人事案件について説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

なお、追加議案等については、当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

なお、議場内において6月の定例会と同様にノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願

いまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から9月21日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの12日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、御了承願います。

次に、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、この件に関しては後ほど時間をとり説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

次に、去る6月定例会において可決された義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、国の負担による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書につつま

○議長

○議会運営委員長

しては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議題は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、地方税の課税免除の措置について所要の整備を行うものでございます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の名称が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されました。この法律は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を支援するための措置を講ずるものでございます。

上伊那地域では、8 市町村が連名で国へ申請を行った基本計画が国から同意を得たことにより、この同意基本計画に基づき事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けると設備投資に対する減税などの支援措置を受けることが可能となります。

新旧対照表をごらんください。

第 71 条の 2 固定資産税の減免でございます。

改正の内容につきましては、名称及び参照する条項を整備するものでございます。

この法律により承認を得た事業計画に従って地域経済牽引事業を行う事業者に対し、当該施設のための供する家屋もしくは構築物、あわせてこれらの敷地である土地について、新たに固定資産税が課されることとなった年度以降、3 年度の間に課する固定資産税を免除するものでございます。

なお、課税免除に係る手続につきましては、現行と変更はございません。

続きまして附則をごらんください。

施行期日は公布の日からとし、経過措置としまして、改正前の法律により承認を受け対象施設を設置した事業者についての当該対象施設に課する固定資産税の課税免除は従前の例によるものとしてでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

○議 長

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 5 議案第 2 号 平成 29 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 3 号 平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 4 号 平成 29 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 5 号 平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 6 号 平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議案第 7 号 平成 29 年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度中川村水道事業決算認定について

以上の 7 議案は平成 29 年度の決算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 5 議案第 2 号から日程第 11 議案第 8 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 議案第 2 号から議案第 7 号までの平成 29 年度各会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

初めに議案第 2 号、中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。

まず、3 ページの表中、一番下、歳入合計の行の収入済み額をごらんください。平成 29 年度の歳入決算額は 38 億 9,975 万 7,536 円です。次に、5 ページの表中、一番下、歳出合計の行、支出済み額をごらんください。歳出決算額は 36 億 7,242 万 8,581 円で、歳入歳出差し引き残額は 2 億 2,732 万 8,955 円です。

次に、決算書 91 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1 歳入総額から 3 歳入歳出差引額までは、ただいま申し上げたとおりです。

4 翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額 224 万 9,200 円は、明許繰り越しの一般財源であります。

3の歳入歳出差引額から 4(2)の繰越明許費繰越額を差し引いた 5の実質収支額は 2 億 2,507 万 9,755 円となります。

歳入歳出総額は、前年に比べて歳入決算額で 3 億 101 万 2,411 円 8.4%、歳出決算額では 3 億 1,491 万 6,087 円 9.4%のそれぞれ増となっております。

続いて 1 ページに戻っていただき、歳入歳出決算書の款、項の内容について説明をいたします。

なお、説明は決算上大きな金額や特徴的な事項を中心に申し上げます。

また、金額については 1,000 円単位で申し上げますので、お願いいたします。

まず、歳入 1 款 村税は、収入済み額 4 億 6,928 万円で、前年度比 724 万 7,000 円、1.6%の増となりました。このうち村民税が 1 億 9,854 万 4,000 円で、前年度に比べ法人村民税は 5.5%の増となりましたが、個人村民税は 0.8%減であり、結果、村民税は 84 万 5,000 円、0.4%の減となりました。固定資産税は 2 億 2,811 万円で、前年度比 822 万 6,000 円、3.7%の増、軽自動車税は、登録台数合計は減少したものの、税額では増収、たばこ税は平成 29 年 4 月に税率アップとなりましたが、消費本数の減少で税額も減少、入湯税は、入湯客数の増加で税額も増収、軽自動車、たばこ、入湯、各税合計が 4,262 万 4,000 円で、前年度比 13 万 3,000 円の減となりました。不納欠損額は 19 件、19 万 7,000 円、収入未済額は 982 万 2,000 円で、村税全体の徴収率は 97.9%、前年度と同じ率となっております。

2 款の地方譲与税は 5,009 万 2,000 円で、前年度比 15 万 1,000 円の減となっております。

3 款の利子割交付金は 85 万 6,000 円、4 款の配当割交付金は 204 万 1,000 円、5 款の株式等譲渡所得割交付金は 202 万 9,000 円で、それぞれ前年度からは増えております。

6 款の地方消費税交付金は 8,224 万円で、前年度比 223 万 5,000 円、2.8%の増となっております。内訳は、一般財源 4,404 万 2,000 円、社会保障財源分として 3,819 万 8,000 円です。

8 款の自動車所得税交付金は 1,283 万 2,000 円で、前年度比 384 万 5,000 円の増となっております。

11 款の地方特例交付金は 215 万 2,000 円で、前年度比 36 万 7,000 円の増。

12 款の地方交付税は 17 億 6,732 万 5,000 円で、このうち普通交付税は 16 億 6,352 万 7,000 円で、前年度比 5,291 万 6,000 円、3.1%の減となりました。また、特別交付税は 1 億 379 万 8,000 円で、前年度比 313 万 9,000 円の減となりました。地方交付税全体では、前年度と比べ 5,605 万 5,000 円、3.1%の減となりました。

2 ページ、13 款の交通安全対策特別交付金は 51 万 5,000 円で、昨年度と比べ減。

14 款の分担金及び負担金は 5,254 万 2,000 円で、前年度比 611 万 4,000 円の増。分担金 1,535 万 4,000 円は県営農村災害対策整備事業等の地元分担金です。負担金は 3,718 万 8,000 円で、主なものは保育料 3,208 万 2,000 円、児童クラブ 207 万 3,000 円、受託保育、老人福祉入所者負担金等々です。負担金の収入未済額は 40 万 6,000 円で、ほとんどが保育料分でございます。

15 款の使用料及び手数料は 5,129 万 1,000 円で、うち使用料は 4,535 万 6,000 円で、前年度と比べ 17 万円の減となっております。主なものは住宅使用料 3,658 万 7,000 円で、収入未済額が 81 万 2,000 円、住宅使用料 8 人分となります。手数料は 593 万 5,000 円で、前年度と比べ 68 万 1,000 円の増となっております。

16 款の国庫支出金は 2 億 351 万円で、前年度と比べ 360 万 7,000 円、1.7%の減です。うち国庫負担金は 1 億 1,483 万 1,000 円で、主なものは児童福祉や社会福祉の民生費分 1 億 1,467 万 2,000 円、公共土木施設災害復旧費は、29 年度は皆減、ございましたが、国庫負担金、前年度と比べ 0.3%の増です。国庫補助金は 8,738 万 7,000 円で、主なものは総務費で 3,671 万円、民生費の 1,699 万 9,000 円、土木費の 2,763 万 6,000 円ですが、民生費、土木費が大きく減額となり、国庫補助金前年比は 4.3%の減です。また、委託金は 129 万 1,000 円、主なものは国民年金事務費となります。

17 款の県支出金は 2 億 1,979 万 5,000 円、うち県負担金が 1 億 7 万 5,000 円で、主なものは民生費です。農林水産業費が 3,762 万 9,000 円で、県補助金は 1 億 500 万 3,000 円で、主なものは民生費 1,425 万 5,000 円、農林水産事業費 8,126 万 4,000 円などがあります。委託金が 1,471 万 8,000 円、県支出金全体では前年度比 367 万 3,000 円、3.6%の増となっております。

18 款 財産収入は 727 万 1,000 円です。立木売り払いや物品売却収入等で、前年度と比べ 39 万 9,000 円、5.2%の減となっております。

19 款 寄附金は 243 万 8,000 円です。一般、総務、消防、教育の寄附金は増額でしたが、ふるさと応援寄附金は減額となり、寄附金全体では前年度と比べ 125 万 3,000 円の減となっております。

20 款の繰入金 1 億 4,400 万円は、高度情報化基金を一部取り崩して繰り入れたものとなります。

3 ページ、21 款 繰越金は 2 億 4,123 万 3,000 円、前年度、平成 28 年度の繰越金 2 億 3,544 万 4,000 円と繰り越し事業充当繰越金 578 万 9,000 円となります。繰越金全体では前年度と比べ 1 億 2,180 万 2,000 円、33.6%の減となっております。

22 款の諸収入は 5,738 万 5,000 円で、村民税や固定資産税等の延滞金が 39 万 2,000 円、受託事業は、29 年度はございません。各種雑入が 5,738 万 5,000 円で、CATV 施設利用料が 1,700 万円、消防団員退職報償金が 515 万 3,000 円、土地改良施設維持管理適正化事業関係で 1,626 万 8,000 円などでございます。

23 款の村債は 5 億 3,075 万円、前年度と比べ 3 億 1,340 万円の増ですが、内訳は、過疎対策事業債 3 億 7,780 万円、辺地対策事業債 3,570 万円、公共事業等債は 370 万円、緊急防災・減災事業債 60 万円などとなっております。

なお、村債に係る収入未済額 6,070 万円は、緊急避難所空調設備等の整備事業及び村道整備事業として繰り越し事業に係る未収財源となっております。

平成 29 年度一般会計の税金、負担金、使用料などの未収金の全体の状況は、未集金額 1,104 万円で、前年度と比べ 52 万 9,000 円、5%の増となっております。

以上が歳入の決算内容でございます。

続いて歳出について説明いたします。4 ページをごらんください。

1 款の議会費は、支出済み額 5,605 万 1,000 円で、前年度と比べ 97 万 5,000 円の増です。

2 款の総務費は 8 億 9,730 万 8,000 円で、主なものは広域連合負担金 2,983 万円、CATV 事業では伝送路既存施設撤去処分 4,147 万 2,000 円や伝送路設備高度化補助金 1 億 4,400 万円、また企画費、地方創生推進事業において平成 28 年からの繰り越し事業費を含めお試し住宅建設事業、お試しシェアオフィス整備事業が完成されました。

基金費の基金積み立てについては、ふるさと応援基金に 31 万 1,000 円、公共施設整備基金へ 1 億 5,003 万円、財政調整基金に 100 万円、高度情報化基金に 4,210 万円など、合計 9 基金へ 1 億 9,361 万 3,000 円を積み立てております。

総務費全体では前年度比 1 億 726 万 7,000 円、30%の増となっております。

なお、翌年度繰越金額 881 万 4,000 円は、防災対策事業に係る歳出を翌年度に繰り越したものです。

3 款の民生費は 6 億 9,122 万 9,000 円、社会福祉総務費が 2 億 2,103 万 9,000 円で、社会福祉協議会への補助、障害者自立支援給付費、福祉医療費などです。

老人福祉費が 2 億 1,321 万 8,000 円です。

国保会計、介護会計、後期高齢者医療等の特別会計の繰出金の合計が 3 会計で 1 億 1,522 万 5,000 円でした。

児童福祉費は 2 億 5,698 万 1,000 円で、児童手当、保育園、児童クラブの運営、少子化対策事業の出産祝い金も平成 29 年 7 月から祝い金を拡充しました。

民生費全体では、27 年に憩いの家の改修工事が完了した関係もございまして、前年度と比べ 6,906 万 3,000 円、9.1%の減となっております。

4 款の衛生費は 1 億 5,745 万 2,000 円で、前年度比 555 万 2,000 円、3.4%の減となっております。主なものは、水道事業負担金 1,000 万円、環境衛生費 5,803 万 8,000 円、ごみ処理事業関係で伊南行政組合負担金が 2,540 万 2,000 円、広域連合負担金が 2,051 万 4,000 円などです。

6 款の農林水産事業費は 3 億 6,127 万 6,000 円、うち農業費が 3 億 1,606 万 4,000 円で、前年度と比べ 1,402 万 5,000 円の減となっております。

農業振興費 6,820 万 6,000 円は担い手確保経営協会支援事業補助金などです。

農地費 1 億 8,842 万 5,000 円は中山間地域農業直接支払事業や農業集落排水事業への特別会計繰出金 9,900 万円などです。

国土調査費が 2,985 万 3,000 円で、1 筆調査は桑原の一部、大草 14 区を行い、面積測量、副図作成は片桐の 11 区を行いました。

林業費は 4,521 万 2,000 円で、村有林管理事業の村有林整備事業を、また林道維持管理事業として林道の舗装修繕、維持修繕、改良事業等があり、林道銭峯線と宮の沢線の橋梁部分を行いました。

農林水産事業費全体では前年度比 1,533 万 6,000 円の減となっております。

7 款の商工費は 4,478 万 6,000 円で、商工振興費では商工会補助金、就職祝い金などです。29 年度は、空き店舗活用補助金はございませんでした。

観光費では、ふれあい観光施設管理費で望岳荘のエアコン更新などです。

商工費全体では前年度比 2,797 万 6,000 円の減となっております。

8 款の土木費は 7 億 1,283 万 8,000 円、うち道路橋梁費は 3 億 3,106 万 5,000 円で、主なものは、村道新設改良舗装事業の現年度分の村道 6 路線で 1 億 2,109 万 7,000 円、平成 28 年度繰り越し事業では村道 4 路線 7,096 万 6,000 円、村道維持管理事業や橋梁長寿命化計画に伴う橋梁維持管理事業などがございます。

都市計画費は 1 億 2,139 万 7,000 円で、主なものは、公共下水道事業への繰出金 1 億 1,700 万円、公園費は 6 公園、4 ミニパークの管理委託料などです。

住宅費では、村営住宅建設事業でラ・メゾン中組の住宅と用地取得に 2 億 4,452 万 3,000 円でした。

土木費全体では前年度比 3 億 5,234 万 9,000 円、94.7%の増となっております。

9 款の消防費は 1 億 1,512 万 2,000 円で、主なものは、上伊那広域消防事業負担金と伊南行政組合消防費負担金で 6,182 万 6,000 円、消防施設では中組と柏原地区へ耐震性貯水槽設置工事とし 1,756 万 1,000 円などがございます。

消防費全体では前年度比 1,160 万 7,000 円、11.2%の増となっております。

10 款の教育費は 2 億 6,429 万 8,000 円で、教育総務費、給食センター運営で給食センター配送口衛生工事、備品購入で給食配送車、配送用コンテナ、食缶などの購入があり、次に学校費で東西小学校の職員室、校長室へのエアコン設置、中学校費ではグラウンドバックネット修繕工事、台風 21 号の倒木によるフェンスの修繕及びグラウンドの高木撤去工事、備品購入としては 3 カ年計画の生徒用の椅子の 50 組を購入し、3 カ年計画の最終年度となりました。

社会教育費は 8,814 万 6,000 円、保健体育費は 499 万 7,000 円でした。

教育費全体では前年度比 3,400 万円の減となっております。

11 款の災害復旧費については、平成 29 年度はありませんでした。

12 款の公債費は 3 億 7,707 万円、前年度比 1 億 6,496 万 8,000 円で減となっております。

以上が歳出でございます。

なお、6 ページ以降の歳入歳出決算書事項別減明細書については説明を省略させていただきます。

次に 91 ページの財源に関する調書をごらんください。

公有財産では、公営住宅用地やお試し住宅用地など、その他施設の土地、建物の増加がありました。

95 ページの 4 基金ですが、積立金は財政調整基金 100 万円、減債基金とふるさと創生基金にそれぞれ 5 万円、高度情報化基金へ 4,210 万円、ふるさと応援基金へ 31 万 1,000 円、公共施設整備基金へ 1 億 5,003 万円などの積立金合計が 1 億 9,354 万 1,000 円で、高度情報化基金からは 1 億 4,400 万円の取り崩しを行いました。年度末基金の残高は 13 基金合計で 21 億 3,776 万 3,000 円、前年度と比べ 4,961 万 3,000 円の増となっています。

96 ページ以降の基金運営状況については説明を省略させていただきます。

一般会計の決算書については以上とさせていただきます、次に決算報告書をお願いいたします。

決算報告書 1 ページをごらんください。

決算収支の状況ですが、⑤の平成 29 年度実質収支額 2 億 2,507 万 9,000 円から平成 28 年度の実質収支額 2 億 3,544 万 4,000 円を差し引いた⑥の単年度収支額マイナス 1 億 365 万 6,000 円に⑦の財政調整基金積立金 100 万円、⑧の繰上償還金はゼロでしたが、それぞれを加えていただき、⑩の実質単年度収支額はマイナス 936 万 5,000 円となります。この実質単年度収支は、その年度の債権、債務の増加を控えようとする指標です。

次に、6 ページ、地方債の状況をごらんください。

平成 29 年度の発行額は 5 億 3,075 万円、元利償還金は 3 億 7,206 万 7,000 円で、年度末現在高は合計で 29 億 3,513 万 4,000 円となっています。

一般会計の平成 29 年度末現在の中川村の地方債の残高は前年度と比べ 1 億 7,378 万 3,000 円の増加となっています。

歳入残高のうち過疎対策債と臨時財政対策債の合計が 23 億 9,614 万 6,000 円で、全体の 81% を占めています。

15 ページをごらんください。

経済収支比率は、人件費、公債費などの経常的経費、村税、普通交付税などの通常一般財源がどの程度充当されるかを示す比率で、平成 29 年度は 78.8% で、前年度比 0.2% の増となっています。

17 ページをごらんください。

実質公債費率は一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財源規模に対する比率の過去 3 年間の平均値であり、前年度と比べ 2.5 ポイント下がって 0.3%、この数値は、ここ数年間低減してきています。

18 ページの財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。平成 29 年度は 0.222 で、前年度と比べ 0.012 ポイント高くなりました。

以上が主な財政指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は、厳しいながらも、おおむね健全な運営が図られています。

しかしながら、多額の国債発行残高に見られるように、国の厳しい財政事情からす

ると、村の歳入構成の 45.3% と大きく占めている地方交付税の動向など、歳入に関しては不安定な要素があります。今後とも財源確保に努めながら計画的かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に特別会計決算ですが、最初に議案第 3 号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

先ほどの決算書をお手元に出していただき、国保 2 ページの歳入合計の行の収入済み額をごらんください。29 年度の歳入決算額は 5 億 6,313 万 7,757 円です。次に国保 4 ページの歳出合計の行、支出済み額をごらんください。歳出決算額は 5 億 4,971 万 9,642 円で、歳入歳出差引額は 1,341 万 8,215 円です。前年度比、歳入は 148 万 9,000 円、0.3%、歳出は 821 万 7,000 円、1.5%、それぞれ増でございます。

1 ページの国民健康保険税は、収入済み額 1 億 917 万円で、前年度と比べ 46 万 2,000 円、0.5% の増となっています。不納欠損額は 9 件 2 万 1,000 円で、収入未済額は 327 万 5,000 円、前年度と比べ 94 万 4,000 円の減となっています。徴収率は前年度と比べ 1.37 ポイント増の 97.07% でございます。

5 款の国庫支出金は 1 億 1,184 万円で、主なものは療養給付費等負担金 8,146 万 1,000 円、財政調整交付金 2,213 万 3,000 円などでございます。

7 款 前期高齢者交付金は 1 億 5,103 万 2,000 円で、これは前期高齢者医療に係る支払基金からの交付金です。

8 款の県支出金は 2,459 万 9,000 円で、主に県補助金の調整交付金 2,072 万 6,000 円であります。

13 款の繰入金是一般会計からの保険基盤安定分と出産育児一時金であり、平成 29 年度も国保支払準備基金の基金からの繰入金はありませんでした。

次に歳出ですが、2 款の国保給付費は 3 億 3,128 万 4,000 円、このうち療養諸費と高額療養費は一般被保険者で 3 億 2,103 万 4,000 円、前年度と比べ 1,363 万 2,000 円、4.4% の増、退職被保険者では 716 万 2,000 円で、前年度と比べ 338 万 8,000 円の減となっています。

保険給付費全体では、前年度と比べ 914 万 1,000 円、2.8% の増となっています。

3 款の後期高齢者支援金は 6,841 万 2,000 円で、前年度と比べ減っております。

6 款の介護保険納付金は 2,257 万 1,000 円で、前年度と比べ 340 万 7,000 円の減となっています。

7 款の共同事業拠出金は 1 億 1,513 万 5,000 円で、高額医療費共同事業分 1,166 万 9,000 円、保険財政共同安定化事業へ 1 億 346 万 6,000 円であります。

次に、国保 24 ページの財源に関する調書をごらんください。

国保支払準備基金は基金利子分を含め 5 万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、年度末残高 2,530 万円となっています。

次に、議案第 4 号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

介護 1 ページの平成 29 年度の歳入決算額は 6 億 93 万 4,601 円、介護 2 ページ歳出、決算額は 5 億 9,004 万 3,897 円で、歳入歳出差引額が 1,089 万 704 円です。前年度に



比べ、歳入は221万3,000円、歳出は930万2,000円、それぞれ増でございます。

介護1ページをごらんください。

歳入の1款 保険料は1億1,780万2,000円で、第6期介護保険事業計画最終年度なので、基本保険料率は変わっておりません。前年度と比べ45万7,000円の増額です。収入未済額は、対象者9名で91万5,000円です。保険料徴収率は前年度と比べ0.3ポイント減り99.2%となっています。

4款の国庫支出金は1億4,627万7,000円、5款の支払基金交付金は1億5,456万2,000円、6款の県支出金は8,294万4,000円、それぞれ保険給付費と地域支援事業費に充てられる収入となります。

10款の繰入金是一般会計から村負担金分とするもの等々で7,948万4,000円、平成29年度は介護給付費準備基金からの繰入金はありませんでした。

歳出2款の保険給付費は5億3,816万8,000円、うち主なものは介護サービス給付費等諸費が5億2,772万3,000円、高額介護サービス費が998万3,000円です。保険給付費全体では前年度と比べ1,200万4,000円、2.2%の減であります。

5款の地域支援事業債は2,664万2,000円、前年度と比べ1,025万5,000円の増で、うち高齢者介護予防事業1,744万2,000円を実施しています。

次に、介護17ページの財産に関する調書をごらんください。

介護給付費準備基金は200万円の積み立てを行い、年度末残高1,900万円となっております。

次に、議案第5号、中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

後期1ページの平成29年度の歳入決算額は5,202万9,854円です。後期2ページの歳出決算額は5,186万1,654円で、翌年度繰越額は16万8,200円となります。前年度比、歳入は215万2,000円、歳出は203万6,000円、それぞれ増でございます。

1款の後期高齢者医療費保険料は3,762万4,000円で、前年度と比べ192万3,000円の増額、収入未済額は10万5,000円、保険料の徴収率は前年度と比べ0.01ポイント減って99.73%となっています。

4款の繰入金は、一般会計からの事務費分と保健基盤安定化分として1,430万6,000円の繰り入れを行っています。

歳出の関係ですが、2款の後期高齢者医療広域納付金は5,140万円で、前年度と比べ203万7,000円の増です。この内訳は、保険料負担分3,764万8,000円と保健基盤安定負担金1,376万2,000円となっております。

次に、議案第6号、中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算をお願いします。

公共1ページの平成29年度歳入決算額は1億8,763万1,398円、公共2ページの歳出決算額は1億8,618万31円で、翌年度繰越額は145万1,367円です。前年度と比べ、歳入は1,555万1,000円、歳出は928万5,000円の減額となります。

歳入の1款 分担金及び負担金は155万円で、前年度と比べ減っております。収入未済額は129万5,000円となっております。

2款の使用料及び手数料6,236万4,000円で、前年度と比べ124万8,000円の増、

不納欠損はなく、収入未済額は96万6,000円です。

なお、平成29年度の人口による公共下水道の水洗化率を見ますと、村全体では91.8%で、前年度と比べ1ポイントの増となっております。

7款の繰入金は1億1,700万円で、前年度と比べ1,300万円の減、一般会計からの公債費分等の繰り入れとなります。

歳出のほうですが、1款の下水道事業費は5,367万7,000円で、前年度と比べ296万1,000円の減です。うち下水道維持費は4,034万3,000円で、前年度と比べ95万5,000円の減となっています。

2款の公債費は1億3,250万3,000円で、前年度と比べ632万4,000円減となっています。

次に、議案第7号、中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

農集1ページの平成29年度の歳入決算額は1億3,033万5,341円です。農集2ページの歳出決算額は1億2,883万9,542円で、翌年度繰越額は149万5,799円となっています。前年度と比べ、歳入は818万7,000円、歳出は883万6,000円、それぞれ増額となっております。

収入の1款 分担金は280万円で、4件の加入がございました。

2款の使用料及び手数料は2,272万7,000円で、前年度と比べ13万2,000円の増、不納欠損が1万6,000円あり、収入未済額が7万8,000円となっています。

7款の繰入金は9,900万円、前年度と比べ500万円増で、一般会計からの公債費分等の繰入金となります。

なお、平成29年度の人口による農業集落排水の水洗化率を見ますと、全体では90.2%、前年度と比べ1.4ポイント上がっております。

農集排の歳出、1款 農業集落排水事業費は4,170万円で、このうち維持管理費分が3,065万4,000円で、前年度と比べ725万6,000円の増です。1款全体では前年度と比べ883万6,000円の増額となっており、2款の公債費は8,714万1,000円で、前年度と同額、同比率となっています。

以上、一般会計及び特別会計5会計の決算書の説明とさせていただきます。

審査のほどよろしく願いいたします。

○建設水道課長

議案第8号 平成29年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので、企業会計方式により処理をしています。そのため、損益計算書の増減事項による損益取引と貸借対照表の増減事項となる資本取引との2本立てになっています。

なお、決算報告書の数値につきましては税込み表示、損益計算書や費用明細書などは税抜き表示となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

金額につきましては1,000円単位、1,000円未満は切り捨てで申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

決算報告書、収益的収入及び支出ですが、収益的収入の決算額1億2,944万6,000

円に対し収益的支出の決算額は1億952万5,000円で、見かけ上、差し引き1,992万円のプラスとなりました。

2ページの資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額1,755万2,000円に対し、資本的支出は、建設改良費4,341万8,000円と企業債償還金272万6,000円を合わせまして、決算額4,614万4,000円で、差し引き2,859万2,000円の不足となっておりますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に財務諸表ですが、まず3ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支の明細となっておりますが、この表以降については借受消費税を除いた税抜き数値となっております。営業収益は合計で8,738万4,000円、営業費用の合計は1億578万2,000円、差し引きで営業利益は1,839万8,000円の損失となりました。これに営業外費用の3,553万5,000円及び営業外費用の80万1,000円を差し引きした経常利益は1,633万5,000円となりました。特別利益及び特別損失はなく、当年度純利益は1,633万5,000円となりました。そこに前年度繰越利益剰余金4億3,534万4,000円を加えた4億5,167万9,000円が当年度分未処分利益剰余金となりました。

続いて4ページをごらんください。

まず上の表、剰余金計算書につきましては、決算としての認定を求めるものです。

剰余金のうち利益剰余金につきましては、前ページにあります前年度繰越利益剰余金4億3,534万4,000円に当年度純利益の1,633万5,000円を加えた未処分利益剰余金4億5,167万9,000円と減債積立金4,280万円を加えた当年度末残高は4億9,447万9,000円となります。

下の表は、上の表で計算をされた剰余金の処分に関する計算書(案)で議決を求めるものであります。

資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金4億5,167万9,000円をそのまま翌年度に繰越処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは平成29年度末現在の財政状態をあらわしています。

資産の部は、固定資産と流動資産で構成をされ、固定資産の合計額は10億9,500万1,000円、流動資産の合計額は2億4,799万5,000円、資産の合計は13億4,299万6,000円であります。

負債の部は、固定負債と流動負債及び繰延収益で構成をされ、固定負債の合計額は3,890万円、それから流動負債の合計額は1,160万3,000円となります。

繰延収益の合計額は7億8,587万7,000円、負債合計は8億3,638万1,000円であります。

資本の部は、資本金と剰余金で構成をされ、資本金の合計額は490万円、剰余金の合計額は5億171万5,000円、資本合計は5億661万5,000円、資本負債の合計は資産合計と同額の13億4,299万6,000円となっております。

以下は附属決算種類ですが、6ページから9ページにかけては事業報告書として業

務や経営の状況、工事、業務量等を記入をしております。

10ページはキャッシュ・フローの計算書ですが、資金の流れに関する情報を示しています。1番、業務活動によるキャッシュ・フロー、2番が投資活動によるキャッシュ・フロー、3番が財務活動によるキャッシュ・フロー等を合計しまして、資金の減少額は996万円で、資金期末残高は2億3,584万2,000円となっております。これは、5ページの貸借対照表の現金と一致をしております。

11ページ以降には、その他書類として収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読み取りいただくことにしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

○議長 長 ここで暫時休憩とします。再開は10時25分とします。

[午前10時12分 休憩]

[午前10時25分 再開]

○議長 長 会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 岡田です。

皆様のお手元には、審査意見についてという資料が配付されていると思いますので、ご参照いただければと思います。

それでは、地方自治法の定めにより審査いたしましたので、別紙のとおり意見を付して報告をさせていただきます。

#### 第1 審査の概要

(1) 審査の対象です。(1)平成29年度一般会計歳入歳出決算書以下の(2)から(6)までに記してあります5つの特別会計の決算を審査の対象といたしました。

2、審査の期間ですが、平成30年7月5日6日10日12日の4日間で行いました。

審査の方法ですが、村長から提出されました各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支や財政に関する調書及び各基金の運用状況を示す各書類について、計数の確認、関係法令に沿ってつくられているか、財政環境は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員さんからの説明徴取等、サンプリング審査ではありましたが、必要な手続をもって実施いたしました。

#### 第2 審査の結果

##### 1 総括

##### (1) 総括意見

①審査に付されました関係諸帳簿及び書類は法令に沿って作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と総合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものとして認めました。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価いたし

ます。

③一般会計及び5つの特別会計とも実質収支は黒字決算となっております。

以下、各数値についてはご確認ください。

今後、行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に応え対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努めていただきたい。

## (2) 決算規模

一般会計、各特別会計の決算規模につきましては、次の表をごらんください。

先ほど会計管理者のほうから決算の数値については説明がございましたので、ポイントのみ報告をさせていただきます。

(3) 財政構造の弾力化を示す各数値についても次の表のとおりですので、ご確認ください。

こちら先ほどの会計管理者のほうの説明にもありましたけれども、理想の数値に近くないものもありますが、多くの数値で少しずつの改善がされつつあります。

次に2、一般会計まで飛びます。よろしいでしょうか。

### (1) 村税

ア 村税の決算額は4億6,928万円で、前年度比724万7,000円(1.6%)の増となっていました。

エに飛びまして村税の徴収率ですが、97.9%で、前年度比は増減なし、前々年度比0.5ポイントの向上と、近年の徴収率はほぼ横ばいとなっています。この滞納繰越分は37.2%で、前年度比12.4ポイントの減となっており、徴収努力を評価いたします。引き続き徴収率の向上に一層の努力をお願いします。

次に、②地方譲与税から⑩の村債までの項目については、決算額、前年度比等を記してありますので、ご確認ください。

なお、⑨寄附金、⑩村債について大きな増がありましたが、いずれも決算額について納得のできる適正な理由がありました。

次に、(2) 歳出まで飛びます。よろしいでしょうか。

一般会計の歳出は、予算現額に対して支出の済んだ額36億7,242万9,000円、不用額2億2,725万7,000円で、予算額に対する執行率は92.7%でした。不用額は予備費2億1,466万6,000円を除けば多額ではなく、補正予算の措置等、適正に処理されていることを認めることができました。

事業等については、積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力もうかがえました。

歳入同様に次の①の議会費から⑪の公債費までの項目については、決算額、前年度比等を記してありますので、ご確認ください。

なお、②総務費、⑥商工費、⑦土木費で決算額に大きな増減が見られましたが、いずれの決算額についても納得できる適正な理由がありました。

少し飛びまして、次に(3) 基金まで飛びます。よろしいでしょうか。

基金の平成29年度末現在高は21億3,776万3,000円となっています。その運用については適正なものと認めました。

イからカに主だった基金の平成29年度末現在高を記してありますので、ご確認ください。

少し飛びまして3 特別会計。

5つの特別会計は、歳入合計15億3,406万9,000円、歳出合計15億664万5,000円で、予算に対する執行率は98.2%でした。

各特別会計とも歳入確保に努力され、また歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めました。

以下の5つの特別会計についても、歳入歳出前年比等を記してありますので、ご確認ください。

いずれの特別会計も大きな増減はございませんでした。

最後に、4 その他に飛びます。

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等、さまざまな分野で税、料金等の未収金が生じていますが、関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連携等により未収金解消に努力されています。今後も、より積極的な取り組みにより、その解消になお一層努力されたい。

(2) 各課、各係での担当業務について、上部団体等の関連等も含めて適正であるかどうか、この見直しをお願いします。

続きまして、地方公営企業法の定めにより平成29年度水道事業会計の審査をいたしましたので、別紙のとおり意見を付して報告します。

### 第1 審査の概要

1 審査の対象となりましたのは平成29年度水道事業会計歳入歳出決算です。

2 審査の期日、平成30年7月10日に行っております。

3 審査の方法、審査に当たっては、事業管理者から提出されました決算書が平成29年度における水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかどうかについて、関係諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証いたしました。

また、年度内の事業運営全般について関係職員さんから説明を求め、公営企業の基本原則であります公共の福祉の増進と経済性発揮の観点から審査をいたしました。

4 決算の概要です。

(1) と (2) の業務実績、経営成績につきましては、先ほど管理者のほうから説明があり、水道決算書6ページにも記載されておりますので、省略をさせていただきます。

### 第2 審査の結果

1 決算書類及び決算附属書類について、決算報告書及び損益計算書、貸借対照表等の財務諸表並びに決算附属書類については、計数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示しているものと認めました。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認しました。

## 2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待をいたします。

(1) 平成 29 年度は 1,633 万 5,000 円の純利益となっています。当年度未処分利益剰余金は 4 億 5,168 万円となっています。

今後とも健全経営のために経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望みます。

(2) 経常的な滞納者が見受けられますので、より一層の徴収努力を望みます。

(3) 28 年度から有収率が改善されていますが、今後も老朽化した配水管等の更新を進め、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力をされたい。

また、平成 29 年度中川村財政健全化の審査意見ということで、一般会計及び公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の経営健全化について事それぞれ意見書としてお届けしてありますのでご確認ください。

以上、報告いたします。

○議 長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これ付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。

日程第 12 議案第 9 号 平成 30 年度中川村一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。